

## 【 付 録 】

### (1) 標準の日齢と成長体重および体高

表1 身体各部の大きさと体重

| 体重 kg       | 1.0kg 以下 | 5    | 10   | 20   | 30   |
|-------------|----------|------|------|------|------|
| 胴の長さ cm     | 19.1     | 31.0 | 51.0 | 68.7 | 70.7 |
| 体高 cm       | 23.9     | 49.0 | 62.3 | 88.0 | 98.7 |
| 肩の胴回り cm    | 22.4     | 45.0 | 54.7 | 77.0 | 80.0 |
| 腰の胴回り cm    | 25.7     | 47.0 | 59.3 | 76.7 | 79.7 |
| 脛骨足根骨の長さ cm | 10.8     | 20.0 | 27.7 | 42.3 | 45.7 |
| 跗蹠骨の長さ cm   | 7.5      | 17.0 | 20.0 | 32.0 | 37.0 |

表2 オーストリッチの胸幅とそれに相当する平均体重及び体表面積  
(Cilliers and Van Schalwyk, 1994)

| 胸幅 (cm) | 体重 (kg) | 体表 (dm <sup>2</sup> ) | 月 齢 | 胸幅 (cm) | 体重 (kg) | 体表 (dm <sup>2</sup> ) | 月 齢 | 胸幅 (cm) | 体重 (kg) | 体表 (dm <sup>2</sup> ) | 月 齢 |
|---------|---------|-----------------------|-----|---------|---------|-----------------------|-----|---------|---------|-----------------------|-----|
| 8       | 0.8     | -                     | -   | 70      | 19.4    | -                     | -   | 105     | -       | 123.2                 | -   |
| 20      | 1.1     | -                     | -   | 72      | 21.4    | -                     | 3   | 106     | 76.4    | 124.8                 | -   |
| 22      | 1.3     | -                     | -   | 74      | 23.0    | -                     | -   | 107     | -       | 126.4                 | -   |
| 24      | 1.5     | -                     | -   | 76      | 25.0    | -                     | -   | 108     | 81.4    | 128.0                 | 12  |
| 26      | 1.8     | -                     | -   | 78      | 27.1    | -                     | -   | 109     | -       | 129.6                 | -   |
| 28      | 2.1     | -                     | -   | 80      | 29.4    | -                     | -   | 110     | 86.5    | 131.3                 | 13  |
| 30      | 2.4     | -                     | -   | 82      | 31.9    | -                     | 4   | 111     | -       | 132.9                 | -   |
| 32      | 2.8     | -                     | -   | 84      | 34.5    | -                     | -   | 112     | 91.8    | 134.5                 | -   |
| 34      | 3.2     | -                     | -   | 86      | 37.4    | -                     | -   | 113     | -       | 136.1                 | 14  |
| 36      | 3.6     | -                     | -   | 88      | 40.4    | -                     | 5   | 114     | 97.2    | 137.7                 | -   |
| 38      | 4.1     | -                     | -   | 90      | 43.6    | 99.1                  | -   | 115     | -       | 139.3                 | -   |
| 40      | 4.5     | -                     | -   | 91      | -       | 100.7                 | 6   | 116     | 102.6   | 140.9                 | -   |
| 42      | 5.1     | -                     | 1   | 92      | 47.0    | 102.3                 | -   | 117     | -       | 142.5                 | -   |
| 44      | 5.7     | -                     | -   | 93      | -       | 103.9                 | -   | 118     | 108.2   | 144.1                 | -   |
| 46      | 6.3     | -                     | -   | 94      | 50.5    | 105.5                 | 7   | 119     | -       | 145.7                 | -   |
| 48      | 7.0     | -                     | -   | 95      | -       | 107.1                 | -   | 120     | 113.7   | 147.3                 | -   |
| 50      | 7.7     | -                     | -   | 96      | 54.4    | 108.8                 | -   | 121     | -       | 148.9                 | -   |
| 52      | 8.5     | -                     | -   | 97      | -       | 110.4                 | 8   | 122     | 119.2   | 150.5                 | -   |
| 54      | 9.4     | -                     | -   | 98      | 57.4    | 112.0                 | -   | 123     | -       | 152.1                 | -   |
| 56      | 10.9    | -                     | -   | 99      | -       | 113.6                 | -   | 124     | -       | 153.8                 | -   |
| 58      | 11.3    | -                     | -   | 100     | 62.6    | 115.2                 | 9   | 125     | -       | 155.4                 | -   |
| 60      | 12.4    | -                     | -   | 101     | -       | 116.8                 | -   | 126     | -       | 157.0                 | -   |
| 62      | 13.6    | -                     | 2   | 102     | 67.0    | 118.4                 | 10  | 127     | -       | 158.6                 | -   |
| 64      | 14.9    | -                     | -   | 103     | -       | 120.0                 | -   | 128     | -       | 160.2                 | -   |
| 66      | 16.3    | -                     | -   | 104     | 71.6    | 121.6                 | 11  | 129     | -       | 161.8                 | -   |
| 68      | 17.8    | -                     | -   |         |         |                       |     | 130     | -       | 163.4                 | -   |

(注) オーストリッチの胸幅が生体重あるいは体表面積を推定する最高の指標であることが判っている。群で最低 10 羽の胸幅を測定して、群全体の体重と体表を推定するのがオーストリッチ先進国の方法である。

## (2) 法的な手続きと対処

### [1] オーストリッチの飼育を始めようとする際

- ① **飼育する用地**・・・オーストリッチを飼育する用地は、宅地、山林、原野、農地（採草放牧地含む）等何れの用途地域でも可能であるが、大規模な用地を開発する場合その用地を造成等の行為をするために開発許可を申請取得する必要がある場合がある。また、農地を利用する場合には、飼養する者が農業者である場合には原則として自己の所有する農地は自由（地元農業委員会へ報告又は申請が必要な場合もある）に利用することが出来るが、農業者でない場合には地元自治体の農政部署を窓口に行き手続きが必要となる。農地の利用は、農地法に基づき原則として農業者に限られていて、借地であろうが所有地であろうが利用する者が農業者であることを現行法は求めている。従って、個人であれば就農手続き、法人であれば設立（農業生産法人で、会社法人と農事組合法人）登記申請手続きが必要になる。個人の就農は地元自治体農政担当部署へ、法人の場合には各都道府県の農業会議に相談をすることが適当である。
- ② **飼育する建物**・・・オーストリッチを飼育する建造物で問題とされるのは、殆どが孵化室及び育雛舎並びに飼養畜舎等、他に事務室や管理用作業所及び倉庫等、観光用には売店なども考えられる。これらは農業用施設であっても建築確認申請が必要で固定資産税の対象となる場合がある。この事項については、建築基準法に基づいて各都道府県または市町村（建築主事を置いている場合）が所管し、条例によって規定されているので、正規には土地の用途、敷地面積、建築物等について当該地の市町村に先ずは事前相談の上、指導を得ることが好ましい。建築物は、基礎工事の伴う仮設とは判断されない建造物を法律は前提としており、ビニールハウスやパネル温室、プレハブ、コンテナ等基礎工事が伴わず解体や移設などが簡易に行える物は建築物とされていないため、農地であっても用途地域にかかわらず設置することができる。
- ③ **環境に対する配慮**・・・オーストリッチの飼養農場を設置する際、近隣への環境保全に対する配慮が必要となる。オーストリッチは、他の畜産農場とは異なり、糞尿や動物特有の臭気や鳴声等による畜産公害を招く心配は殆どないが、近隣住民や行政機関がオーストリッチに対する認識不足から懸念や拒否反応を生じることがある。一方、畜産公害に心配はないといっても、飼養パドックの地面の水捌けが悪かったり、過密に飼育することによって不衛生になったり、臭気が発生したりすることもある。農場の設置以前に近隣住民や行政機関に理解を得るための説明や飼養規模に応じた敷地や施設の配備、利用地の土壌や風向き、年間降雨量等の条件を十分に把

握して計画を進めることが望ましい。

- ④ **生体を輸入する**・・・オーストリッチの雛や育成オーストリッチ、或いは成オーストリッチ等を輸入する場合、家畜伝染病予防法に基づく輸入検疫が義務付けられている。雛の場合には、輸入した日から起算して14日間、育成及び成オーストリッチの場合には、7日間の検疫期間（家畜防疫官の防疫検査等）を経て国内に移動することが許可される。検疫は、法規に従って設置された輸入検疫所で行うが、到着空港にある農林水産省動物検疫所でも、空港以外の法規に沿った施設であれば誰でもが設置することが出来、検疫することができる。

一方、輸出する側の国においても日本との輸入検疫協定に基づいて、出荷する農場が行わなければならない検査や検査に設けられた期間等が義務付けられており、それを証明する書類を出荷農場及び輸出国政府が発行することが条件とされている。

これらの手続きについては、動物検疫所に相談すると良い。

- ⑤ **種卵を輸入する**・・・オーストリッチの種卵を輸入する場合、生体を輸入する場合と同様に家畜伝染病予防法に基づく検疫施設における検疫が義務付けられている。孵卵孵化施設のある検疫所において孵化した雛は、当該検疫所内に併設された育雛室で発生日から起算して14日間検疫係留の上国内に移動することが許可される。

種卵を輸出する側の国においても生体輸入の場合と同様に出荷する農場と輸出国政府に条件が設けられているため、これらを含めて輸入する際の手続きについては、動物検疫所に相談すると良い。

## [2] オーストリッチを飼育している際

- ① **生体の飼養状況の報告義務**・・・オーストリッチは、平成20年12月20日付けの家畜伝染病予防法施行令の一部改正により高病原性鳥インフルエンザに対する家畜として指定され、またこれに併せて高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化について一部改正され、飼養羽数が10羽以上の農場を強化モニタリング及び報告徴求の対象とされた。つまり、オーストリッチを10羽以上飼養している農場は、飼養する生体が死亡又は異常が生じた場合、地元の防疫監視当局（家畜保健衛生所等）へ報告することが義務付けられている。

飼養羽数の規模にかかわらず地元の家畜保健衛生所へ農場の存在を届け出ておいて日頃から衛生管理や防疫対策について相談や指導を受けるとともに報告方法についても指導を求めるよう関係作りをしておくことは、農場にとって心強いことでもあることを認識し、生体の死亡や異常時の報告を怠ることがないように、是非努めて欲しい対応である。

- ② **農場の衛生、防疫管理**・・・家畜を飼養する管理者は、疾病を「持ち込まない、持ち出さない」という姿勢が必要である。日常の衛生管理や防疫対策に関する適正な知識と実行は不可欠であるが、前項の高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化についての一部改正で農場への強化モニタリングが実施されている。これは、地域毎に無作為に抽出した農場に対して少なくとも年に1回、基本的に6週齢以上の生体10羽以上のオーストリッチを対象に臨床検査及び血清抗体検査が実施される。このモニタリングを農場側が拒否することは出来ない。いつ強化モニタリングの対象になるかわからないが、検査対象となることの如何にかかわらず日頃の適正な衛生管理と防疫対策の実施を怠らないことが大切である。
- ③ **糞尿処理**・・・家畜を飼養する場合の糞尿処理に関する法律に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用促進に関する法律（家畜排せつ物処理法）」があるが、現段階ではオーストリッチは対象とされていない。これは、現在極めて大規模な飼養農場がないため、この法律の対象とされていない経緯があるが、今後は適用範囲の拡大なども考えられる。また、一方「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」という環境省所管の法律があって、家畜排泄物は産業廃棄物と定義されており、当該法規に基づいた処理をしなければならない。家畜排せつ物処理法においても廃棄物処理法においても、ともに環境保全が大きな目的の一つとされているところにあるため、地元の行政当局と良好な関係に努めて適切な指導を受けるとともに、飼養規模に応じた管理の適正化により不要な設備投資や作業手間を避けることが望ましい。
- ④ **給与飼料**・・・指定する家畜に対して製造された飼料が、その家畜のみに飼料として給与される場合に安全性が担保されることを目的に設けられている法律に「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」がある。この法律で定義されている家畜は、ウシ、ブタ、ニワトリ及びウズラ等であり、他にもミツバチ、ブリ、マダイ、ギンザケ、コイ、ウナギ、ニジマス及びアユ等が対象となっている。オーストリッチはこの法律の対象となっていないため、牛用や鶏用に製造され販売されている飼料をオーストリッチに給与することは違法ではないが、オーストリッチにとって適正な栄養価であるか否か、生産物の安全性に支障はないか等については管理者の責任において知っておく必要がある。

オーストリッチの草食動物としての生理を理解し、本書の給餌の項で示された適正な給餌管理を徹底することが生産性の安定と確保につながることを認識し対応することが望ましい。

### [3] オーストリッチを製品化する際

① **と畜解体処理する**・・・オーストリッチのと畜解体処理は、食品衛生法に基づく食肉処理業の許可を得た処理場で行うことが出来る。食肉処理業の許可は、設置する当該地を所管する保健所を窓口にと道府県又は市町村条例に則った施設や運営条件の整備が必要となる。従って、施設の設計や仕様を決める前にと畜の際に出る血液、頭部や脚部、骨、羽根等の廃棄方法、汚水処理や原皮保存管理について、事前に地元保健所に相談することが好ましい。但し、保健所によっては、廃棄物の量や施設の設置場所や面積等具体的な事項についての提示がないと相談対象としない場合もあることに留意が必要である。

② **食肉製品を販売する**・・・オーストリッチの食肉製品を販売する場合には、精肉や内臓等の場合には、その製品が食肉処理業の許可を得た処理場で製品化されたことを表示するラベルをその製品に貼付することが義務付けられており、その製品をそのままの状態の販売する場合には、食肉販売業の許可がなくても出来る。製品を小口に切り分けたり、スライス等に加工したりして再製品にして販売する場合、食肉販売業の許可を取得する必要がある。ハムやソーセージ等の加工品を製造販売する場合には、食肉製品製造業の許可取得が必要となる。

これらの許可を取得している業者からの製品をそのままの状態の販売する場合には、何れの許可がなくても違法にはならない。

また、自分の屋号や会社名を表示したい場合には、許可を取得した製造者名の明記があれば、販売者として表示することは出来る。

食肉製品を販売することは、食品を不特定多数に提供することを前提にしっかりとした衛生観念を認識する必要と責任がある。製品に製造者や販売者を表示する目的は、その製品に対する責任所在を明確にすることにある。表示する事項には、その他その製品の保存方法や製造年月日、賞味期限（生鮮品の場合には消費期限）等が必要で、表示する事項や目的に関する知識を正確に知っておくことが大切である。

③ **油脂製品を販売する**・・・油脂製品を販売する場合、石鹼やオイル、クリームのような製品は雑貨工業品と化粧品とに分類される。雑貨工業品の場合誰でも製造し販売することは違法ではないが、人間の身体以外に使用するものとして、内閣府が所管する家庭用品品質表示法という法律により表示法が決められている。同じ成分で出来た製品でも、人間の身体に直接使用するものは厚生労働省が所管する薬事法によって化粧品とされ、製造するには化粧品製造販売業若しくは化粧品製造業の許可が必要とされる。とりわけ、石鹼の場合、「浴用」や「洗顔用」とする場合は薬事法を遵守することとなり、「洗濯用」や「食器洗浄」ならば家庭用品品質表示法に入る。このように、同じ成分で基本的に同じ製法で作られる石鹼が、化粧品製造

販売業の許可を受けているところで作られれば化粧品とされ、浴用や洗顔用と表示して販売することができ、化粧品製造販売業の許可を受けていないところで作られれば雑貨工業品となる。

化粧品を販売する場合には、その化粧品製造業の許可を取得している加工場を製造者として表示することが必要で、その場合には誰でもがその製品を販売することが出来る。通常、オーストリッチの皮脂等の生脂は、製品化される前に搾油及び精製加工されるが、この段階では何れの許可も必要としない。精製された原油からどのような製品、つまり雑貨工業品か化粧品かを製造するかによって異なることになる。

製品の販売に使用する表現には、内閣府所管の不当景品類及び不当表示防止法により不当な表示が禁止されている。製品を販売する場合にはこれらの法律に則った正確な知識をもって行う必要がある。

## あ と が き

日本オーストリッチ事業協同組合は、平成 9 年 5 月に発足した産業育成団体である日本オーストリッチ協議会を母体として平成 13 年 9 月に唯一の全国オーストリッチ生産者団体として農林水産省の認可を受けて設立され、オーストリッチの飼養生産基盤整備に取り組んで参りました。しかしながら、年々食肉需要の多様化などを背景に国内産ダチョウ生産物に対する認知度は高まっている一方、平成 16 年以降飼養羽数の増加は減速し、平成 19 年度には年間生産量の前年比の大幅な減少という事態をむかえました。これは、生産性の安定確保のための飼養管理技術の普及が十分に浸透していなかったということが最大の要因となっていると考えられます。

日本オーストリッチ事業協同組合では、オーストリッチ生産の安定化に向けた対策の必要性から、農林水産省の協力により財団法人全国競馬・畜産振興会からの中小家畜生産技術向上対策事業を受け、平成 20 年度から 3 ヶ年間を通じて「ダチョウ安定生産体制構築推進事業」の実施をするところとなりました。

本マニュアルは、本事業の一環とする平成 21 年度の成果として作成されたものであり、飼養者が実践的に飼養管理の課題を解決することに役立てられることを第 1 目標として編集されたものです。

本マニュアルの作成及び編集にあたって、編集委員長をお引受けくださった奥村純市先生をはじめ本事業推進委員会並びに専門委員会委員の方々には多大なご尽力をいただき、また各地のオーストリッチ飼養生産事業者の皆様には実態情報収集のための現地調査にご協力をいただきました。 末尾ながら深謝を申し上げます。

平成 22 年 3 月

日本オーストリッチ事業協同組合  
理事長 小久保 謙

日本におけるオーストリッチ飼養管理  
実践マニュアル

発行日 平成 22 年 3 月

編集発行 日本オーストリッチ事業協同組合

〒270-1515 千葉県印旛郡栄町安食台 2-27-20

電話 0476-37-7951

FAX 0476-37-7953

e-mail [join@pop17.odn.ne.jp](mailto:join@pop17.odn.ne.jp)